

(別 記)

不服申立内容	不服申立て の種類	処分 類型	裁決 内容	根拠法令	処理状況	
固定資産税課税処分に係る審査請求(5総務第712号)に係る審査請求	審査請求	課税処分	棄却	地方税法及び京丹後市税条例	不服申立日	令和5年 5月 3日
					諮問日	令和6年 1月12日
					答申日	令和6年 2月15日
					裁決日	令和6年 8月16日
					処理期間	9箇月
「京丹後市教育委員会〇〇〇〇に対する苦情申立書」に係る苦情処理事務の不作为に対する審査請求(5総務第1500号)に係る審査請求	審査請求	不作为	却下	京丹後市職員のハラスメントの防止等に関する規程	不服申立日	令和5年10月12日
					諮問日	—
					答申日	—
					裁決日	令和6年 8月16日
					処理期間	10箇月
「京丹後市において勤務する教育公務員の不正行為に係る苦情申立書」に係る苦情処理事務の不作为に対する審査請求(5総務第1916号)に係る審査請求	審査請求	不作为	却下	京丹後市立学校ハラスメント防止等要綱	不服申立日	令和5年12月13日
					諮問日	—
					答申日	—
					裁決日	令和6年 8月16日
					処理期間	8箇月

※ 諮問日及び答申日は、行政不服審査法第43条の規定により、京丹後市行政不服審査会へ不服申立てに係る諮問を行った経過です。